

平成17年8月1日

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成17年 8月 1日

国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成17年度国土技術政策総合研究所入札監視委員会 定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、国土技術政策総合研究所が執行する工事、建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入札監視委員会」を、平成14年9月から設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、ご意見をいただくこととしております。

平成17年度入札監視委員会定例会議が、平成17年6月24日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先	
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
茨城県つくば市旭1番地	TEL 029-864-2211
総務部 調査官	志津田 秀男 (029-864-8913)
総務部契約財産管理官	高田 幸夫 (029-864-0564)
企画部 施設課長	古澤 正紀 (029-864-2843)

国土技術政策総合研究所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成17年6月24日（金） 砂防会館別館 霧島会議室	
委員		片山恒雄（独立行政法人 防災科学技術研究所 理事長） 柴山知也（横浜国立大学大学院工学研究院 教授） 中村修三（学校法人 日本放送協会学園 監事） 吉田倬郎（工学院大学工学部建築学科 教授）	
審議対象期間		平成16年4月1日～平成17年3月31日	
抽出案件		総件数10件	件名
工事	一般競争契約	1件	①自動火災報知設備ほか改修工事
	建設 コンサル タント 業務	プロポーザル方式	②道路景観の形成・保全に関する調査業務
③空港基本施設・基盤部分の健全度モニタリングシステムに関する基礎調査業務			
④公共事業における社会的コスト等の原単位化手法に関する調査業務			
指名競争方式		2件	⑤処理水放流時の生態系への影響及び水辺利用地域の衛生学的指標に関する水質分析業務 ⑥治水リスク分析業務
随意契約方式	4件	⑦既存建築物の改修における環境性能評価手法に関する調査検討業務	
		⑧建築・住宅ストックの評価、管理、運営技術に関する調査検討業務	
		⑨臨海部空間における伝統的な石積み技術の再構築に関する調査業務	
		⑩施工情報の標準化・利活用検討業務	
委員からの意見・質問、それに対する説明・回答	意見・質問	説明・回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	説明・回答
<p>【報告事項】</p> <p>◎ 国総研の入札・契約に関する手続きの説明に続き、平成16年度の入札・契約の運用状況及び指名停止措置等の運用状況について報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各契約方式ごとの契約金額はどのくらいか。 <p>・ 橋梁談合事件について、日本経団連会長の全業者を営業停止にすべき旨の発言がテレビ等で報道されたが。</p> <p>【抽出事案審議】</p> <p>『工事・一般競争契約方式』</p> <p>① 自動火災報知設備ほか改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札説明書配布者が10社となっているが、入札に参加できる業者が10社に限られるということか。 このような電気設備の工事の場合、応札する業者数は3社くらいなのか。 入札状況を見ると、応札金額にかなりの差があるが、なぜか。 情報（仕様書等）の提示の仕方がまずいのではないか。発注する際の書面は、誤解がなく、みんなに分かるようなものにすることが、非常に大事なことである。 入札金額が一番安い業者が落札をしているが、調査基準価格を下回ると、落札出来なくなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事については、総額で2億9千万円、内訳は、一般競争契約は8千万円、公募型指名競争契約以外の指名競争契約は1億4千万円、随意契約6千万円。建設コンサルタント業務等については、総額で56億6千万円、内訳は、簡易公募型プロポーザル方式7千万円、標準プロポーザル方式6億9千万円、簡易公募型プロポーザル方式及び標準プロポーザル方式以外の競争契約が5億円、随意契約が4億1千万円となっている。 日本経団連の動きは、日本経団連の中での活動を自粛すべきということで、発注者側としては、指名停止の措置を既に行っている。 <ul style="list-style-type: none"> 一般競争契約方式では、公告を行っており、公告を見て希望する業者に入札説明書を配付している。当該工事では、希望のあった10社に入札説明書を配付した。 当該工事は、発注金額では、指名競争入札方式の発注区分であるが、工事内容が特殊であり、工事实績情報サービス（CORINS）では実績が把握できないため、一般競争入札方式を選択した。応札業者が3社のみであったのは、工事实績が非常に少ないものであったためと思われる。 業者から、内訳をとり、分析を行ったところ、照明設備について1社が、また、汎用品のネットワーク機器について他の1社が見積もり額を誤って計上していた。 他の業者は的確に見積もりを行っていると判断できるので、仕様書等には必要な情報の明示をしたと認識している。仕様書等は、今後も更に分かり易い表現となるよう努力していきたい。 調査基準価格を下回った場合は、施工の体制等について審査を行った上で、落札とするかどうか決定している。なお、全ての業者の入札額が予定価格を上回った場合は、落札とならないため、第2回目の入札を実施することとしている。

意見・質問	説明・回答
<p>・本工事では、6社のうち3社が実績がないとの理由で競争参加資格が認められなかった。新しい内容が含まれている工事だと、実績のある業者は少ないわけだが、その場合、どういう形で資格を認めるのか。</p> <p>『建設コンサルタント業務等・標準プロポーザル方式』</p> <p>②道路景観の形成・保全に関する調査業務</p> <p>③空港基本施設・基盤部分の健全度モニタリングシステムに関する基礎調査業務</p> <p>④公共事業における社会的コスト等の原単位化手法に関する調査業務</p> <p>共通事項について</p> <p>・ヒアリングは管理技術者に対し行っているが、担当技術者は呼ぶ必要がなく、管理技術者だけで十分評価ができるということか。また、管理技術者及び担当技術者は、それぞれどれくらいの年齢のどういう立場の方なのか。</p> <p>・ヒアリングの方法及び点数の付け方はどのようなになっているのか。</p> <p>・評価基準及び配点はどのように決めているのか。この情報は、事前に業者へ知らせているのか。</p> <p>・案件によって、業者の担当者の資質が重要になるのか、又は、会社としての組織的な体制（共通の手法や装置等）が重要になるのかが、ヒアリングの評価に反映されている気がするが、道路景観の場合は、どちらに重みがあったのか。</p> <p>・成果等からみてヒアリング結果に関して良い評価をしているという感覚を担当者は持っているのか。評価について自己評価を行っているか。</p>	<p>・会社としての実績は応募してきた全社にあった。競争参加資格を認めなかったのは、条件とした部分についての実績や現場を経験した人を現場監督とする求めに対して、記載がなかったからである。</p> <p>・②の業務の場合、業者によって様々であったが、管理技術者は、大体40代から50代くらいであった。ヒアリングでは、どのようなアプローチで業務を行うかということが中心となるので、直接作業をする方より、管理的な立場で広い視野を持っている方のほうが良い。</p> <p>・③の業務の場合、管理技術者へのヒアリングは、1社あたり大体30分である。また、事前に聞く項目を一覧表にまとめ、必ず聞くようにしている。当所職員は、3名が立ち会い、各自点数を付けて、集計（3名の単純平均）している。</p> <p>・評価基準及び配点は、業務内容に応じて研究室が設定し、所長以下が参加する入札契約手続運営委員会で承認又は修正して決定している。評価基準及び配点は、業者へは技術提案書の要請の際に知らせている。</p> <p>・②の業務の場合は、管理技術者の提案が非常に良かったということで、ヒアリングの該当部分で高い評価をした。</p> <p>・成果物（報告書）についても、評価を実施している。今のところ自己評価は行っていない。</p> <p>・ヒアリング（技術提案書を提出要請）を実施する対象業者は、事前に過去の業務成績及び表彰の実績も含めて評価をし、その上位から選ぶシステムになっている。</p>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議案件について、成果物の評価は終わっているのか。 ・ 対象業者に予備という項目があるが、予備の業者は、技術提案書を提出できるのか。 ・ 標準プロポーザル方式で随意契約する場合、入札回数の制限はあるのか。 ・ 努力の結果、調査基準価格を下回る金額で入札した業者を排除してしまう可能性があるのではないか。 <p>『建設コンサルタント業務等・指名競争入札方式』</p> <p>⑤ 処理水放流時の生態系への影響及び水辺利用地域の衛生学的指標に関する水質分析業務</p> <p>⑥ 治水リスク分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「治水リスク分析業務」は、全体計画があり、ほぼ同様の業務を3年くらいやっているようだが。 ・ 一度請け負ったことがある業者が有利なのではないか。 ・ 分析手法そのものに多少、開発研究的な要素があるのではないか。 <p>共通事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2件とも、予定価格と落札価格が非常に近い。事後に予定価格の公表はしているのか。 ・ 装置を持っているか否か、シミュレーションモデルを既に持っているか否かで積み上げる金額が違ふと考えられるが、どのように予定価格を計算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度業務であるため、成果物の評価は全て終了している。 ・ 予備の業者へは、最初の段階では、技術提案書の提出の要請はしていない。技術提案書の要請をした業者が辞退した場合、予備の業者の中から順位の高い順に要請している。 ・ 随意契約の場合は、予定価格を下回るまで繰り返し行うので、入札回数の制限はない。 ・ 随意契約の場合は、調査基準価格を設定していないので、予定価格を下回れば、その金額で契約を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4年間(平成15年度から平成18年度まで)の計画で、全国の幾つかの川を、流域の形状等の違いから選定し、調査を行っている。前回は遠賀川で調査をし、今回は笛吹川であり、場所も違う。 ・ 氾濫解析は、一度行くと有利な部分もあるが、非常に特殊なものではなく、また、こういう業務で、どこの業者がいくらで落札したかという情報も全て公開されているので、その中で競争原理が働くと思う。 ・ 当該業務は、治水リスクの手法について開発することよりも、具体的に国総研で設定した氾濫シミュレーションの計算をすることが主体である。 ・ 積算基準で歩掛りのない特殊なものについては、業者から歩掛りの見積もりを取り、それを精査している。また、積算基準及び労務単価は公表されているので、業者の見積額は、積算額に近くなると推測している。 ・ 予定価格はホームページ等で契約締結後に公表している。 ・ 例えば、シミュレーションモデルの設定の場合、人件費が主となるが、3社からの歩掛りの見積もりで、一番安くなる歩掛りを採用し、積算をして、予定価格を作成している。

意見・質問	説明・回答
<p>『建設コンサルタント業務等・随意契約方式』</p> <p>⑧建築・住宅ストックの評価、管理、運営技術に関する調査検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックの評価・管理運営というのは、不動産業者であれば、かなりそういうノウハウを持っているかと思われるが、この協会だけ限られる理由は何か。 <p>⑨臨海部空間における伝統的な石積み技術の再構築に関する調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方だが、随意契約理由書によると、歴史的港湾施設の調査等を随分実施しているようだが、本業は何を行っているのか。 <p>共通事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準プロポーザル方式にするか随意契約方式にするかの線引きは難しい気がするが、中立的なものが必要な場合、ここしかできない場合に、随意契約を行っているという理解でよいか。 <p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の10件の審議案件については、適正に入札がなされているとの結論とする。 ・なお、標準プロポーザル方式における適正な業者選定並びに適正な見積りの採用、適正な予定価格の作成について、是非とも心していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のノウハウは、それぞれの業者が持っているが、全体的なノウハウを持っているのは、この協会しかなく、また、ノウハウ自体に評価を加えるので、公平・中立な立場である、この協会しかないことになる。 ・地域開発関係の様々な計画、港湾関係の調査研究等を行っている。 ・新しいアイデアや構想が必要な場合は、標準プロポーザル方式で実施しており、ある法人に情報が集中している、中立・公正という特殊な要件を満たしている等の理由で、「唯一」とであるとみなされる場合には随意契約方式をとっている。当然、随意契約を行う際は、所内の委員会でも厳しく審査をしている。